



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	4
大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(法務課)	4
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(税務課)	5
大和高田市手数料条例の一部を改正する条例(市民課)	5
規則	6
大和高田市緑化推進協議会規則の一部を改正する規則(都市計画課)	6
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(保険医療課)	6
大和高田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(保育幼稚園課)	6
大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則(保育幼稚園課)	9
ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則(企画創生課)	10
大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則の一部を改正する規則(社会福祉課)	10
告示	13
公示送達(収納対策室)	13
公示送達(収納対策室)	13
公示送達(収納対策室)	13
放置自転車の移動、保管(生活安全課)	14
放置自転車の移動、保管(総務課)	15
公示送達(保険医療課)	15
令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)の要領の公表(財政課)	16
引取りのない自転車等の処分(生活安全課)	22
公示送達(保険医療課)	22
公告	23
大和高田市立病院院内滅菌業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(市立病院総務課)	23
高田商業高等学校野球場防球ネット設置工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	26
大和高田当麻線水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	28
令和3年度災害用備蓄毛布クリーニング及び真空パック業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	31
浮孔西小学校プール改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	33
農用地利用集積計画の縦覧(農業振興課)	35
「広報誌やまとたかだ」等広告枠使用契約に関する条件付き一般競争入札公告(広報広聴課)	36
公売公告(税務課)	38
松塚地内道路拡幅工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	39

岡崎地内除草工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	41
有井地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	44
神楽2丁目地内側溝修繕工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	47
自動釣銭釣札機器導入に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	49
令和3年度大和高田市職員採用試験(医療職)の実施に関する公告(市立病院総務課)	52
大和高田市立病院放射線治療棟増築工事監理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	54
教育委員会	56
教育委員会9月定例委員会の招集(教育総務課)	56
選挙管理委員会	57
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等(選挙管理委員会) ...	57
監査委員	57
令和2年度出資団体の監査の実施結果(監査委員)	57
農業委員会	59
大和高田市農業委員会10月定例委員会(農業委員会)	59
上下水道事業	59
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定(水道総務課)	59
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止(水道総務課)	60
大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定(水道総務課)	60
敷枝大谷地内管渠工事(11)・給配水管移設工事(G11)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	60
高6枝南陽町・曾大根2丁目地内管渠工事(9)・給配水管移設工事(G09)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	63
築枝築山地内管渠工事(10)・給配水管移設工事(G10)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課)	66
幸町・三和町外地内不明水調査及び管路施設修繕・改築計画策定業務委託に関する条件付き一般競争入札公(下水道課)	68
令和3年度職員用コンピュータ機器等リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札公告(水道工務課)	71
給配水管漏水調査業務に関する条件付き一般競争入札公告(水道工務課)	74
原稿誤り	77
令和3年4月14日付け大和高田市公報第387号(登載漏れ)	77
大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程(水道総務課)	77
令和3年5月10日付け大和高田市公報第388号(正誤)	78
大和高田市放課後児童健全育成事業実施要綱(学校教育課)	78
令和3年7月10日付け大和高田市公報第390号(登載漏れ)	78
大和高田市職員採用規程の一部を改正する訓令(市立病院総務課)	78

公布された条例のあらまし**◇大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（法務課）**

1 理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）について、個人番号を活用した情報連携及び特定個人情報の提供範囲の拡大等に関する改正が行われたこと及びデジタル庁設置法附則第41条により情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更する改正が行われたことから、関係条例の改正を行うものです。

2 内容

第1条 大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号）の一部改正

1 実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合の通知先を総務大臣から内閣総理大臣に改めます。

2 番号法第19条第4号が加えられたことにより条ずれが生じたため、同条第5号以下を引用する条文について所要の改正を行います。

第2条 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第31号）の一部改正

番号法第19条第4号が加えられたことにより条ずれが生じたため、同条第5号以下を引用する条文について所要の改正を行います。

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）

1 理由

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要規定の整備を行うものです。

2 内容

1 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し（第12条、第28条の3及び附則第5条関係）

令和2年度税制改正において扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえ、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次のいずれにも該当しない者を除外することとします。

- ・ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ・ 障害者
- ・ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けているもの

2 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設（附則第10条の2関係）

奈良県大和川が特定都市河川に指定されることに伴い、本市内の大和川流域が特定都市河川浸水被害対策法における浸水被害対策区域に指定されることを受けて、浸水被害防止及び軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都道府県知事等の認定を受けた計画に従い整備され

た雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を、価格に1/3（国参酌基準 地方税法附則第15条第46項参照）の割合を乗じた額とする旨規定します。

3 施行期日

令和6年1月1日

（ただし、附則第10条の2の改正規定の施行期日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日）

◇大和高田市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）

1 理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行及び運営体制の抜本的強化に関する改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）において、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化される（番号法第16条の2）とともに、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができ（番号法第18条の2第1項）、その徴収事務を住所地市町村長に委託することができる（番号法第18条の2第3項）ことが新たに規定されたことから、別表（第2条関係）の個人番号カード再交付に係る手数料の規定を削ります。

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第18号

大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市個人情報保護条例及び大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（大和高田市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第28条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ

く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第19号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第28条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条の4第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第10条の2第10項中「4分の3」を「、4分の3」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第10条の2の改正規定(「4分の3」を「、4分の3」に改める部分を除く。)は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 第12条第2項、第28条の3第1項及び附則第5条の4第1項の改正規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

条例第20号

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市手数料条例の一部を改正する条例

大和高田市手数料条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から36の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則**規則第25号**

大和高田市緑化推進協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市緑化推進協議会規則の一部を改正する規則

大和高田市緑化推進協議会規則(昭和57年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25名」を「15名」に改め、同条第2項中「及び関係各種団体」を「関係団体が推薦した者及び市内に住所を有する者」に改める。

第5条を次のように改める。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第26号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月17日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則(令和2年規則第26号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第27号

大和高田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大和高田市子ども・子育て支援法施行細則(令和2年規則第36号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

保護者(申請者)氏名

印

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申請書

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。なお、保護者(申請者)が申請書を提出できない場合、次の者に個人番号の提供を委任します。

(委任欄) [■受任(提出)者氏名: ■受任者住所: ■受任者生年月日: 年 月 日 ■申請者との関係:]

Table with 6 columns: 申請に係る小学校就学前子ども, 個人番号, 生年月日, 性別, 障害等の有無, 氏名. Includes fields for guardian address and care preferences.

(※)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます(以下同じ)。

①世帯の状況

Table for household status including children's details and family situation checkboxes.

(表面)

②利用を希望する期間及び希望する施設(事業者)名

Table for utilization period and facility names, including a grid for 4 desired facilities.

第5希望	(希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他()
第6希望	(希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他()
第7希望	(希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他()
第8希望	(希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他()
第9希望	(希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他()
第10希望	(希望理由)	所 在 市区町村	<input type="checkbox"/> 大和高田市 <input type="checkbox"/> その他()

※第11希望以降を希望される場合は欄外の余白に記入してください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働や疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を 必要とする理由	続柄	必要とする理由	備 考	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間	
	曜日から	曜日まで	時 分から 時 分から	時 分まで(月～金曜日) 時 分まで(土曜日)

④認定申請に当たっての署名欄

1. 申請に実態と異なる内容が認められた場合には、認定を取り消されても異議ありません。また申請内容につき、市が関係者・関係機関に事実確認等を行うことに同意します。

2. 市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧することに同意します。また、その情報に基づき決定した利用者負担額（保育料等）及び本申請書記載事項について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

3. 利用開始が翌年度となる場合の申請については、審査等事務の集中により、認定の時期が申請の日の属する年度の末日までとなることに同意します。

保護者(申請者)氏名

※受付機関等記載欄

個人番号の記載	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(<input type="checkbox"/> 記載拒否 <input type="checkbox"/> その他())
個人番号確認書類	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票等) <input type="checkbox"/> 無(<input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> その他())
身元確認書類	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 顔写真付き身分証明書 <input type="checkbox"/> その他書類2つ) <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 提示拒否 <input type="checkbox"/> 本人であることが明らかである場合 <input type="checkbox"/> その他())
備 考	

(裏面)

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号及び様式第5号中「大和高田市指令」を削る。
 様式第6号及び様式第7号中「大和高田市達」を削る。
 様式第8号中「印」を削る。
 様式第10号中「大和高田市達」を削る。
 様式第11号中「印」を削る。
 様式第12号中「大和高田市達」を削る。
 様式第13号、様式第14号、様式第15号及び様式第16号中「印」を削る。
 様式第17号及び様式第18号中「大和高田市指令」を削る。
 様式第19号及び様式第20号中「印」を削る。
 様式第21号中「大和高田市指令」を削る。
 様式第22号中「印」を削る。
 様式第23号中

「

保護者	フリガナ	
	氏名	印
※自署の場合は印は不要です。		

」を

「

保護者	フリガナ	
	氏名	

」に改める。

様式第28号、様式第29号、様式第35号及び様式第36号中「大和高田市指令」を削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

規則第28号

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市保育所条例施行規則及び大和高田市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(大和高田市保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

- 様式第1号及び様式第2号中「指令」を削る。
- 様式第3号中「達」を削る。
- 様式第4号中「印」を削る。
- 様式第5号中「指令」を削る。

様式第7号中「印」を削る。

（大和高田市立こども園条例施行規則の一部改正）

第2条 大和高田市立こども園条例施行規則（平成22年規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び第2号中「指令」を削る。

様式第3号中「達」を削る。

様式第4号中「印」を削る。

様式第5号中「指令」を削る。

様式第7号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

規則第29号

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月29日

大和高田市長 堀内 大造

ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

（ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部改正）

第1条 ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則（平成20年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2号を加える。

（5） 動物の愛護及び管理

（6） 地方創生

第4条ただし書中「提出の」を「寄附申出書を提出する」に改め、「場合」の次に「又は寄附申出書を提出する方法により難いと認める場合」を加える。

第5条第1項ただし書中「場合」の次に「又は事業の性質若しくは目的に照らし返礼品を贈呈することが適当でないと認める場合」を加える。

第2条 ふるさと大和高田応援寄附金条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

（5） 地方創生

第3条第6号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は令和3年10月1日から、第2条の規定は令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の第3条の規定は、令和4年1月1日以降に受けた寄附金について適用し、同日前に受けた寄附金については、なお従前の例による。

規則第30号

大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則の一部を改正する規則

大和高田市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施規則（平成12年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「を市長」を「介護保険被保険者証の写しを添えて、市長」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 法定代理人（成年後見人並びに代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による申請をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、本人による申請が期待できないと市長が認めるときは、本人の意思を確認した上で、次に掲げる者が第1項の規定による申請をすることができる。

(1) 本人の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者

(2) 前号に掲げる者のほか本人の日常生活上の世話をする活動を行う者

第4条に次の3項を加える。

4 市長は、前項の申請があったときは、寝具サービスの利用の適否を審査し、当該サービスの利用が適当と認めるときは、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

5 市長は、前項に規定する審査により寝具サービスの利用を不適当と認めるときは、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

6 市長は、第4項に規定する審査に際して、申請者を担当する介護支援専門員等に意見を聞くことができる。

第6条第1項を次のように改める。

利用者は、別表に定める寝具サービスの内容及び価格を参酌して市長が委託事業者との間で締結する契約に基づき実施する寝具サービスを、利用するものとする。

第6条第3項中「押印」を削る。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用申請書

次のとおり寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を利用したいので、申請します。

対象者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

電話番号	
要介護度	要介護 1・2・3・4・5

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

対象者	住所	
	氏名	
利用券の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用券の限度額	利用券1枚当たり 6,000円	
備考		

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の利用について、審査した結果、次のとおり却下することに決定したので通知します。

□却下理由

様式第4号中「・捺印」及び「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

告 示

告示第122号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第123号

令和3年度市県民税第1期分の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第124号

令和3年度軽自動車税全期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済み）
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第125号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和3年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和3年8月2日	1									
令和3年8月18日	2									

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和3年8月31日	大和高田市南陽町地内	1	
令和3年8月31日	大和高田市野口地内	1	

- 3 保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
- 4 引取期間
告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 5 引取時間
午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第126号

大和高田市庁舎管理規則（昭和40年規則第11号）第16条の3の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同規則第16条の3第3項の規定により告示します。

令和3年9月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

市役所旧庁舎に放置されていたため

2 移動年月日

令和3年9月2日

3 保管場所

大和高田市大字大中100番地1 庁舎西側公用車駐車場

4 引取期間

告示日から90日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から午後5時まで

6 引取りのための必要事項

印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

7 連絡先

大和高田市役所 総務課 電話0745-22-1101

告示第127号

令和3年度後期高齢者医療保険料納入通知書を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課医療係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年9月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 この納入通知書の発送年月日

令和3年7月14日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第128号

令和3年9月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和3年9月16日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）
- 2 令和3年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和3年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和3年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和3年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和3年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）

令和3年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度大和高田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,351,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,332,846	49,259	5,382,105
	2. 国庫補助金	1,062,136	49,259	1,111,395
16. 県支出金		1,801,027	△6,505	1,794,522
	2. 県補助金	405,489	△6,505	398,984
18. 寄附金		10,967	18,286	29,253

	1. 寄附金	10,967	18,286	29,253
19. 繰入金		916,312	△37,649	878,663
	1. 基金繰入金	902,697	△37,649	865,048
21. 諸収入		193,600	23,309	216,909
	4. 雑入	177,000	23,309	200,309
補正されなかった科目に係る額		19,049,548	0	19,049,548
歳入合計		27,304,300	46,700	27,351,000

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,207,704	39,835	3,247,539
	1. 総務管理費	2,697,470	38,596	2,736,066
	6. 監査委員費	21,719	1,239	22,958
3. 民生費		12,267,029	16,295	12,283,324
	1. 社会福祉費	5,863,356	10,549	5,873,905
	2. 児童福祉費	3,598,293	5,746	3,604,039
4. 衛生費		3,991,114	4,742	3,995,856
	1. 保健衛生費	2,029,749	4,742	2,034,491
6. 農林水産業費		114,624	5,275	119,899
	1. 農業費	114,624	5,275	119,899
8. 土木費		1,646,711	△36,548	1,610,163
	1. 土木管理費	146,165	△36,548	109,617
10. 教育費		2,377,378	17,101	2,394,479

	1. 教育総務費	435,019	16,801	451,820
	5. 幼稚園費	311,616	300	311,916
補正されなかった科目に係る額		3,699,740	0	3,699,740
歳 出 合 計		27,304,300	46,700	27,351,000

令和3年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,968,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰越金		23,485	150,000	173,485
	1. 繰越金	23,485	150,000	173,485
補正されなかった科目に係る額		7,795,115	0	7,795,115
歳 入 合 計		7,818,600	150,000	7,968,600

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金		100	150,000	150,100
	1. 基金積立金	100	150,000	150,100
補正されなかった科目に係る額		7,818,500	0	7,818,500
歳 出 合 計		7,818,600	150,000	7,968,600

令和3年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,841,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,193,967	3,896	1,197,863
	1. 一般会計繰入金	1,101,927	3,896	1,105,823
8. 繰越金		0	48,291	48,291
	1. 繰越金	0	48,291	48,291
9. 諸収入		58,620	2,229	60,849
	3. 雑入	58,550	2,229	60,779
補正されなかった科目に係る額		5,534,013	0	5,534,013
歳入合計		6,786,600	54,416	6,841,016

「第8款 繰越金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金		10,974	26,552	37,526
	1. 基金積立金	10,974	26,552	37,526
7. 諸支出金		2,356	27,864	30,220
	1. 償還金及び還付加算金	2,356	27,864	30,220
補正されなかった科目に係る額		6,773,270	0	6,773,270
歳出合計		6,786,600	54,416	6,841,016

令和3年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,022,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰越金		0	2,803	2,803
	1.繰越金	0	2,803	2,803
補正されなかった科目に係る額		1,019,600	0	1,019,600
歳入合計		1,019,600	2,803	1,022,403

「第4款 繰越金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2.後期高齢者医療広域連合負担金		950,467	2,803	953,270
	1.後期高齢者医療広域連合負担金	950,467	2,803	953,270
補正されなかった科目に係る額		69,133	0	69,133
歳出合計		1,019,600	2,803	1,022,403

令和3年度大和高田市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和3年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数及び外来患者数			
入院患者数	98,112人	△12,192人	85,920人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数			
入院患者数	269人	△34人	235人
(4) 主要な建設改良事業			
設備改良費	262,952千円	△26,419千円	236,533千円
固定資産購入費	259,765千円	△30,777千円	228,988千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	8,112,359千円	1,610千円	8,113,969千円
第1項 医業収益	7,760,572千円	△929,472千円	6,831,100千円
第2項 医業外収益	346,785千円	931,082千円	1,277,867千円
支出			
第1款 病院事業費用	8,112,130千円	425千円	8,112,555千円
第1項 医業費用	7,876,928千円	425千円	7,877,353千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「333,661千円」を「302,575千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「47,520千円」を「42,320千円」に、当年度分勘定留保資金「251,086千円」を「225,200千円」に改め補てんするものとし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	722,628千円	△26,110千円	696,518千円
第1項 企業債	520,700千円	△28,200千円	492,500千円
第2項 補助金	1千円	2,090千円	2,091千円

支 出				
第1款 資本的支出	1,056,289千円	△57,196千円	999,093千円	
第1項 建設改良費	522,719千円	△57,196千円	465,523千円	

第5条 予算第6条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
手術室空調機・外調機更新 工事事業企業債	97,100千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

告示第129号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和3年9月17日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和3年12月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年6月1日から令和3年6月30日までの間

告示第130号

令和3年度後期高齢者医療保険料第1期の督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課医療係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日

令和3年8月23日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第93号

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定により条件付き一般競争入札を行いますので、次のとおり告示します。

令和3年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市立病院院内滅菌業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	令和3年10月1日から令和6年6月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 令和2・3・4年度大和高田市競争入札参加資格者名簿又は大和高田市立病院競争入札参加資格者名簿で登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 国内の病床数200床以上の病院で滅菌業務の元請け履行実績（平成23年4月1日～令和3年3月31日の間で2年以上継続し履行した業務実績）を有する者 ※病院とは、国が開設する病院若しくは医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又はこれらに準ずるものと市が認める病院（独立行政法人等の病院）とする。</p> <p>(7) 自社社員で受託業務の責任者（以下「統括責任者」という。）を専任で配置することができる者。ただし、統括責任者は、過去5年以内に医療法の規定にもとづく200床以上の病院で滅菌業務に2年以上の実務経験を有する者でなければならない。</p> <p>(8) 次に掲げる有資格者を配置することができる者</p>

	<p>①第二種滅菌技師 ②特定化学物質等作業主任者 ③第一種圧力容器取扱作業主任者 ※（7）の責任者は（8）の資格者を兼任することができます。 （9）当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>（2）必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア）5（5）に係る暴力団排除に関する誓約書。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>イ）5（6）については別紙（様式1）の業務実績調書と当該業務契約書の写し</p> <p>ウ）5（7）については別紙（様式2）の業務責任者の経歴書及びその業務責任者が自社社員である証明書（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し）</p> <p>エ）5（8）については①から③までの有資格配置予定者の資格証の写し</p> <p>（3）申請書等の提出は、郵送によるものとします。</p> <p>（4）受付期間 令和3年9月10日（金）必着とし、以降に到着した申請書等は無効とします。</p> <p>（5）郵送先 〒635-8501 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 総務課</p> <p>（6）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、本件競争入札に参加しようとする者の負担とします。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（1）郵送日 令和3年9月13日（月）</p> <p>（2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>（3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）等の配布</p>	<p>大和高田市立病院ホームページに掲載（ダウンロード可能）します。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 受付期間 令和3年9月1日(水)から令和3年9月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市立病院 総務課 FAX 0745-53-2908</p> <p>(4) 回答方法及び期日 回答は、FAXによるものとし、令和3年9月21日(火)午後5時までとします。また回答は原則質問者へのみとします。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵便により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年9月26日(日)入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 市立病院総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 開札の日時等	<p>入札の開札は、次のとおり行います</p> <p>(1) 日時 令和3年9月27日(月)午後1時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市立病院放射線治療棟 大会議室</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行ったものとします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>設定しません。</p>
18 開札結果等の公表	<p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院総務課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。</p>
19 その他	<p>(1) 個人による申請は受け付けません。</p> <p>(2) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(3) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないと</p>

きは、開札を中止します。
 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第94号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高田商業高等学校野球場防球ネット設置工事
2 工事場所	高田商業高等学校（大和高田市 材木町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年3月18日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がA、B又はC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和</p>

	<p>高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年9月21日（火）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年9月22日（水）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年9月27日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措</p>

	置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年9月28日（火）午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所3階 会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥11,570,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第95号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大和高田当麻線水路整備工事
2 工事場所	大和高田市 市場 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年1月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始

	<p>の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能） (2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能） (3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月21日（火）まで。ただ</p>

	<p>し、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年9月21日（火）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年9月22日（水）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年9月27日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年9月28日（火）午前10時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所3階 会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとし</p>

	た入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥9,790,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第96号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和3年度災害用備蓄毛布クリーニング及び真空パック業務委託
2 回収、納品場所	大和高田市役所
3 納入期限	令和4年1月31日
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。

	<p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月10日（金）から令和3年9月24日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月4日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月5日（火）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月7日（木）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の</p>

	100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年10月8日（金）午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所3階 会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第97号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	浮孔西小学校プール改修工事
2 工事場所	浮孔西小学校（大和高田市 曾大根1丁目 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和4年1月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項における防水工事業の建設業許可を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始

	<p>の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 防水工事業の建設業許可証明書等の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月13日（月）から令和3年9月17日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月4日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限</p>

	<p>令和3年10月5日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月7日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月8日（金）午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 最低制限比較価格	<p>¥6,400,000-（消費税等抜き）</p>
17 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
18 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第98号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集

積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年9月10日

大和高田市長 堀内 大造

公告第99号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 契約名	「広報誌やまとたかだ」等広告枠使用契約
2 掲載場所	「広報誌やまとたかだ」及び「大和高田市ホームページ」内の本市指定広告掲載スペース
3 契約期間	契約締結の日から令和5年3月31日まで
4 契約内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有するものであること。 (2) 平成28年以降に奈良県内の自治体において、自治体広報誌の広告掲載業務を行った実績があること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法第154号）の規定による更生手続き開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国または奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。 (6) (3)に該当する者のほか大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告」欄に掲載（ダウンロード可）するとともに、広報広聴課でも配布しています。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）

	<p>③ 5（2）に掲げる実績を証するもの（契約書の写し等）</p> <p>（3） 申請書等の提出は持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>（4） 受付期間 令和3年9月16日から令和3年9月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>（5） 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6） 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所5階 企画政策部広報広聴課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は郵送により通知します。</p> <p>（1） 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2） 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>（3） 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 仕様書についての質疑応答	<p>仕様書についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>（1） 受付期限 令和3年10月5日（火） 午後5時まで</p> <p>（2） 送信先 大和高田市役所 企画政策部広報広聴課 FAX 0745-44-3117</p> <p>（3） 回答期限 令和3年10月8日（金）</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり、郵送により受け付けるものとします。</p> <p>（1） 期限 令和3年10月13日（水）。入札執行の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>（2） 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 広報広聴課</p> <p>（3） 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9号第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
11 開札の日時等	<p>入札の開札は、次のとおり行います。</p>

	(1) 日時 令和3年10月14日（木）午前10時00分 (2) 場所 大和高田市役所庁舎 5階 会議室8 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
13 落札者の決定	落札者は、予定価格以上の範囲内において最高の価格をもって入札を行った者とします。
14 契約保証金	免除します。
15 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は仕様書によります。

公告第99号の2

不動産等の最高価申込者の決定公告

令和3年大和高田市公売公告第80号に係る公売財産の最高価申込者を下記のとおり決定したので、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第106条第2項の規定により公告する。

令和3年9月17日

大和高田市長 堀内 大造

記

公売財産 (売却区分番号)	最高価申込価額（円）	
	最高価申込者の氏名または名称	
大和高田市-3-1-1	23,000円	
	—	
最高価申込者等の決定年月日		令和3年9月17日
売却決定期日	日時	令和3年9月24日午後5時15分

	場 所	大和高田市役所 収納対策室
--	--------	---------------

公告第100号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	松塚地内道路拡幅工事
2 工事場所	大和高田市 松塚 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、</p>

	<p>本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月22日（水）から令和3年9月29日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年9月22日（水）から令和3年10月11日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月11日（月）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月12日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月14日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月15日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥5,650,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第101号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	岡崎地内除草工事
-------	----------

2 工事場所	大和高田市 岡崎 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年12月24日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月22日（水）から令和3年9月29日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p>

	<p>提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年9月22日（水）から令和3年10月11日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月11日（月）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月12日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月14日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p>

	<p>令和3年10月15日（金）午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥1,590,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第102号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	有井地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市 有井 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年12月24日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）</p>

	<p>に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月22日（水）から令和3年9月29日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年9月22日（水）から令和3年10月11日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所</p>

	大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室
9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。） (1) 受付期限 令和3年10月11日（月）午後5時まで。 (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年10月12日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年10月14日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年10月15日（金）午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥1,430,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。

	<p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
--	---

公告第103号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月21日

大和高田市長 堀内 大造

1	工事名	神楽2丁目地内側溝修繕工事
2	工事場所	大和高田市 神楽2丁目 地内
3	工事期間	契約締結日から令和3年12月24日（金）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6	競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、</p>

	<p>本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月22日（水）から令和3年9月29日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年9月22日（水）から令和3年10月11日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月11日（月）午後5時まで。</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月12日（火）午後5時まで。 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 令和3年10月14日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月15日（金）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥1,420,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第104号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	自動釣銭釣札機器導入
2 納入場所	大和高田市役所 市民課

3 納入期限	令和4年1月31日
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器」又は「諸機器」に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月22日（水）から令和3年10月4日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

	送付します。
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月20日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月22日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月27日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月28日(木)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	免除します。

16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。
--------	--

公告第105号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和3年度大和高田市職員採用試験（医療職）の実施について、次のとおり公告する。

令和3年9月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	7名	① 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は令和4年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者 ② 大和高田市立病院で交代勤務可能な人
薬剤師	3名	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、「薬剤師法」による薬剤師免許を有するもの又は令和4年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
作業療法士	1名	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、「理学療法士及び作業療法士法」による作業療法士免許を有するもの又は令和4年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者
放射線技師	2名	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、「診療放射線技師法」による診療放射線技師免許を有するもの又は令和4年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの者

(1) 全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 大和高田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時、場所、試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	令和3年10月30日（土）午前9時から（受付は午前8時30分から）
場所	大和高田市立看護専門学校（大和高田市磯野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験実施後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

※応募状況等により、第2次試験を実施する場合があります。

3 受験手続

- (1) 受付期間

受付期間：令和3年10月12日（火）から令和3年10月22日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市磯野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類（◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者）

提出書類 職種	履歴書 (市販A4判)	写真 2枚	最終学校 卒業(見込 み)証明書	最終学校 成績 証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
看護師 薬剤師 作業療法士 診療放射線技師	◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に84円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 令和4年4月1日付けで採用します。

② 採用候補者 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に欠員等が生じ、補充することが必要である場合に限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。

(3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が令和4年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

(4) 本院では、採用試験（合格者決定）を適正に執行するため、民間有識者を含め構成される「大和高田市（市立病院）職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

5 給与等について

初任給	看護師	・月額220,700円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額215,200円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合） ・月額209,800円（短大(2年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	薬剤師	・月額213,500円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額200,900円（大学(4年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	作業療法士	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
初任給	診療放射線技師	・月額200,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額194,700円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）

- (1) 給料月額、令和3年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等を講じています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、補正を求めるためにお返しすることがあります。これによる提出期限の延長は行いませんので、十分に余裕をもって申込みしてください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <https://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 試験についての問合せ先

大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」（TEL 0745-53-2901）

公告第106号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月28日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	大和高田市立病院放射線治療棟増築工事監理業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院（大和高田市 磯野北町 地内）
3 履行期間	契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の市内「建築設計業務」又は市外「建築関係建設コンサルタント業務」に登録している者であること。 (2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 平成23年4月1日以降において、医療施設における新築又は増築の監理業務の履行実績を有する者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）

	<p>に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (8) (5) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ②5の（3）にかかる建築士事務所登録証明書の写し ③5の（4）にかかる平成23年4月1日以降における履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等） ④暴力団排除に関する誓約書（指定様式） <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月29日（水）から令和3年10月8日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月25日（月）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月26日（火）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

	<p>(1) 期限 令和3年10月28日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月29日（金）午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥1,100,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 大和高田市立病院放射線治療棟増築工事の入札が不調となった場合は、入札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

教育委員会

教育委員会告示第26号

大和高田市教育委員会9月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年9月15日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年9月30日（木）午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 令和3年度教育委員会表彰被表彰者について

第2号 後援願い等について

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第12号

令和3年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年9月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,443 人

6分の1の数 9,222 人

50分の1の数 1,107 人

監査委員

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和2年度出資団体の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和3年9月9日

大和高田市監査委員 田中 俊男

同 泉尾 安廣

第1. 監査の概要

1. 監査の対象 大和高田市土地開発公社
令和2年度出納その他の事務

- 2. 監査の期間 令和3年7月1日～令和3年7月31日
- 3. 監査の結果 今回の監査は、令和2年度の決算状況及び財務諸表等の資料、書類について照合、点検及び事情聴取等により実施した。その概要と結果については、次のとおりである。

(注) 文中に用いる金額及び各表中に表示する数値の単位は、原則として小数点以下第2位を四捨五入とした。

第2. 事業の概要

1. 事業の目的

大和高田市土地開発公社（以下「公社」という。）は、公共用地等の取得に対処し、「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠として、大和高田市における公共用地の先行取得、管理、処分等をおこなうことにより、効果的かつ計画的な土地利用を推進し、地域の秩序ある都市整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。

なお、公共用地の先行取得として買収した近鉄高田駅北側公共用地の適正な維持管理をおこなうため、営業外事業として臨時有料駐車場を開設している。

2. 設立と沿革

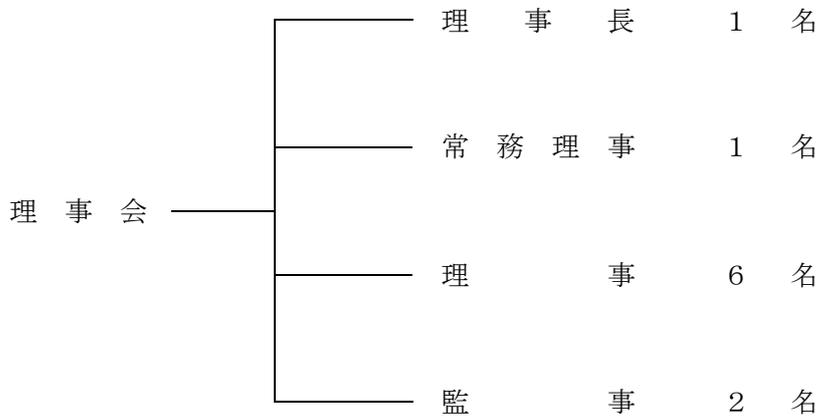
前述の事業を目的として、昭和48年1月31日に奈良県知事の許可を受け、財団法人大和高田市開発公社を組織変更して、特別法人大和高田市土地開発公社を設立したものである。

なお、基本財産500万円は全額大和高田市よりの出資金であり、その事務所は大和高田市役所内に設置されている。

3. 組織

公社の管理組織は、下記のとおり理事会の下に事務局を置き、公社職員数は令和3年3月31日現在、大和高田市からの派遣職員5名（5名兼務）をもって構成されている。

(管理組織図)



理事長 — 常務理事 — 事務局長 — 事務局長補佐 — 庶務係

4. 事業実施状況

令和2年度の事業実施状況は、次のとおりである。

(1) 取得

令和2年度の大和高田市からの先行取得依頼はなかった。

(2) 売却

事業名	面積 (㎡)	売却価格 (円)	備考
-----	--------	----------	----

大和高田・当麻線 街路事業用地	653.82	77,279,936	
合 計	653.82	77,279,936	

第3. 計数及び預金等の確認

本年度の財務諸表の計数、総勘定元帳、補助簿及び証ひょう書類と照合したところ、計数は正確であることが認められた。

第4. 財務に関する事務について

財務に関する事務については、適正に処理されていた。

第5. むすび

本年度は、大和高田・当麻線街路事業用地の先行取得が行われず、その結果、資産残高は増加し、借入金残高は減少している。資金調達にあたっては、借入利率の動向に注視し、借入先と十分な協議をおこない、調達コストの低減を図りながら、計画的な都市環境整備に努められたい。

また、長期保有資産については、有効活用と適正な処分について調査・検討を図り、効率的な経営の健全化に努力されたい。

農業委員会

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会10月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年9月30日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和3年10月5日（火曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第5条規定による申請の件

第4号 農地法第18条第6項について通知の件

第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第6号 その他

公営企業

上下水道事業告示第12号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1

号の規定により告示する。

令和3年9月3日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
株式会社 スイドウサービス	森井 雅人	大阪府大阪市城東区野江 4-1-8-402

上下水道事業告示第13号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和3年9月10日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
昭和空調設備	廣瀬 正和	香芝市平野 209

上下水道事業告示第14号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和3年9月17日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名	2 代表者名	3 所在地
昭和空調設備	佐藤 元信	奈良県北葛城郡王寺町畠田6丁目6番7号

上下水道事業公告第20号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月1日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事（11）・給配水管移設工事（G11）
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満

	<p>たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 令和3年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）〔指定様式〕</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書〔指定様式〕</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送</p>

	<p>付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年9月21日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年9月22日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年9月27日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年9月28日（火）午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階 会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥23,020,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第21号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月1日

（上下水道事業管理者）
 大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	高6枝南陽町・曾大根2丁目地内管渠工事（9）・給配水管移設工事（G09）
2 工事場所	大和高田市 南陽町・曾大根2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和3年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）

	<p>に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）〔指定様式〕</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書〔指定様式〕</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。）</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(2) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所</p>

	<p>大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年9月21日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年9月22日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年9月27日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年9月28日（火）午前9時45分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階 会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥22,620,000-（消費税等抜き）</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第22号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月1日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	築枝築山地内管渠工事（10）・給配水管移設工事（G10）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から令和4年2月28日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 令和3年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（工事）〔指定様式〕</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書〔指定様式〕</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。）</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(3) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月8日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年9月21日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 令和3年9月22日（水）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

	<p>(1) 期限 令和3年9月27日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年9月28日（火）午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階 会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限比較価格	¥16,870,000-（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第23号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月1日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 堀内 大造

1 委託業務名	幸町・三和町外地内不明水調査及び管路施設修繕・改築計画策定業務委託
2 履行場所	大和高田市 幸町・三和町外 地内
3 履行期間	契約締結日から令和4年1月31日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（下水道部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 奈良県内に本店又は支店（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(7) 平成28年4月1日以降において、官公庁発注のストックマネジメント計画策定業務の元請実績を有する者であること。</p> <p>(8) 次のいずれかの資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。</p> <p>①技術士（総合技術監理部門：「上下水道－下水道」）</p> <p>②技術士（上下水道部門：「下水道」）</p> <p>③シビルコンサルティングマネージャ（RCCM「下水道」）</p> <p>(9) 下水道管路管理総合技士の資格を有する技術者を配置できる者であること。なお、(8) 及び (9) に規定する技術者は兼ねることができるものとする。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札公告（下水道事業）」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、上下水道部下水道課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（7）に掲げる履行実績を証するもの（契約書の写し等）</p> <p>④ 5（8）に掲げる配置予定者の資格者証の写し</p>

	<p>⑤ 5（9）に掲げる配置予定者の資格者証の写し</p> <p>（3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>（4）受付期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月10日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（4）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>（3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>（1）閲覧等の期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月10日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2）閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（3）閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>（1）受付期限 令和3年9月24日（金）午後5時まで</p> <p>（2）送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>（3）回答期限 令和3年9月27日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>（1）期限 令和3年9月29日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>（2）郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 下水道課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和3年9月30日（木）午前9時15分 (2) 場所 大和高田市役所 3階 会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限比較価格	<p>¥16,730,000-（消費税等抜き）</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

上下水道事業公告第24号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月21日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和3年度職員用コンピュータ機器等リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市大東町5-22 水道工務課内
3 契約期間	納入期限：令和4年2月25日 リース期間：令和4年3月1日から令和9年2月28日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務提供（電算業務）」に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年9月22日（水）から令和3年10月5日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月12日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道部 水道工務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 令和3年10月14日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月18日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 水道工務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月19日（火）午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所新庁舎（大和高田市大字大中98番地4） 3階 会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日水道工務課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとし</p>

	た入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第25号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年9月30日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 堀内 大造

1 件名	給配水管漏水調査業務
2 履行場所	市内全域
3 履行期間	契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (4) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の役務提供（検査・分析・調査業務）又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿（測量・コンサルタント等）の漏水調査に登録している者であること。 (6) 過去5年度（平成28年4月1日以降）において、市町村（特別区を含む。）の上水道事業での給配水管漏水調査業務を元請けで1件あたり500万円以上の履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、

	<p>大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、水道工務課にも備え付けています。ダウンロードする場合は「一般競争入札参加資格確認申請書（業務）」を使用してください。</p> <p>(2) 必要書類として、5(4)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5(6)の要件を満たすことを証する当該業務の契約書の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年10月1日（金）から令和3年10月12日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部 水道工務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 令和3年10月1日（金）から令和3年10月15日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部 水道工務課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市上下水道ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年10月22日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部 水道工務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限</p>

	<p>令和3年10月25日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年10月28日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 上下水道部 水道工務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留または特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年10月29日（金）午後2時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階 会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥4,890,000-（消費税等抜き）</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

原稿誤り

令和3年4月14日付け大和高田市公報第387号(登載漏れ)

企業管理規程第1号

大和高田市上下水道事業事務分掌規程(昭和42年1月1日企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

大和高田市上下水道事業事務分掌規程(昭和42年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「管理係、建設係」を「総務係、工務グループ」に改める。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「第5条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条の3中「総務料金係、管理・給水グループ、管理係及び建設係」を「第2条に規定する係又はグループ」に改め、同条を第6条とする。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(下水道課の事務分掌)

第5条 下水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務係

- (1) 職員の給与、人事及び労務に関すること。
- (2) 下水道事業の企画広報に関すること。
- (3) 条例、規程の制定改廃に関すること。
- (4) 文書の收受及び発送に関すること。
- (5) 入札及び契約に関すること。
- (6) 予算編成及び決算の調製に関すること。
- (7) 業務状況の公表に関すること。
- (8) 経理に関すること。
- (9) 財政計画に関すること。
- (10) 企業債及び資金計画に関すること。
- (11) 貯蔵品の購入及び管理に関すること。
- (12) 公共下水道の普及及び水洗便所への改造促進に関すること。
- (13) 公共下水道の使用料(他に委任した事務に係るものを除く。)に関すること。
- (14) 課の他のグループの補助に関すること。

工務グループ

- (1) 公共下水道の施設の設計及び施工に関すること。
- (2) 流域下水道との調整に関すること。
- (3) 公共下水道事業の調査及び計画に関すること。
- (4) 公共下水道の水質管理に関すること。
- (5) 公共下水道の使用に関すること。
- (6) 公共下水道施設の維持管理に関すること。

- (7) 公共下水道台帳の調製及び保管に関する事。
- (8) 排水設備工事の申請に関する事。
- (9) 排水設備工事の指定工事店の登録及び指導に関する事。
- (10) 市以外の者が行う下水道施設の工事及び維持に係る審査及び指導に関する事。
- (11) 課の他の係の補助に関する事。

第4条の2を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年5月10日付け大和高田市公報第388号（正誤）

頁	様式	誤	正
21	様式第6号	第16条関係	第15条関係
22	様式第7号	第17条関係	第15条関係
22	様式第8号	第18条関係	第15条関係

令和3年7月10日付け大和高田市公報第390号（登載漏れ）

訓令第7号の2

大和高田市職員採用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員採用規程の一部を改正する訓令

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「医療職」を「市立病院に勤務する職員」に改め、同条中「医療職の職員」を「市立病院に勤務する職員」に、「市立病院長」を「市立病院副院長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。